

「関東森林研究」投稿規定

1. 投稿資格および投稿種目

投稿（筆頭者）は関東森林学会員に限る。ただし、筆頭者以外の共同著者には非会員を含むことができる。なお、招待論文についてはこの限りではない。

投稿原稿は原則として関東森林学会大会において発表したものとする。

原稿は「論文」と「速報」とし、著者が選択する。「論文」とは独創的かつ学術的に価値ある結論あるいは事実を含むもので、未発表のものに限る。「速報」とは、新しい研究方法や測定機器などの紹介、予報的または速報的な内容を持つもの、および既成の知見を確認する内容を持つものをいう。

2. 用語および制限ページ数

原稿は和文または英文とする。全ての英文は、英語を母国語とする者等の校閲をあらかじめ受けたものとする。和文原稿ではタイトルおよび著者名（所属）に英語訳をつける。

原稿は図表などを含め、原則として「論文」で刷り上り4ページ以内、「速報」で刷り上り2ページ以内とする。なお、体裁上、ページ数は偶数ページであることが望ましい。

「論文」には和文および英文要旨をつける。「速報」では英文要旨は任意とする。

「論文」における図表などの表題、説明文は和文と英文を併記する。「速報」では英文併記は任意とする。

3. 論文原稿の審査

論文原稿は、別に定める審査要領に基づき、編集委員会が決定した審査者の審査を受ける。

4. 原稿提出

原稿は投稿規定および執筆要領の各項を満たしたものとし、必要事項を書き込んだ投稿連絡表とともに、電子ファイルにより提出すること。

論文および速報の審査は原則として2回までとし、指定された期日までに修正稿の提出をすること。提出されなかった場合は、取り下げ扱いとする。

論文等の提出を取り下げる場合は、その旨を編集委員会に連絡すること。

掲載決定（審査終了）通知後、最終原稿の電子ファイルを提出すること。

5. 著者校正

著者校正は初校に限り、誤植の訂正等にとどめること。

6. 別刷の購入義務

著者は、別刷を所定の価格で購入すること。別刷りの形式と価格については別途示す。

7. 著作権

関東森林研究に掲載された著作物の著作権は、関東森林学会に帰属する。

2010年10月22日 制定

2011年4月1日 施行

2017年10月24日 改定

2021年6月17日 改定